

# 2008 年フランス債務整理法改正の意義

小 梁 吉 章

## 1 はじめに

フランスは 1807 年の商法典以来、伝統的に商人破産主義を採用している<sup>(1)</sup>。その背景には破産はビジネスに固有のもので、消費者・個人は無縁であるという考えがあり、債務整理の手続を商人（会社と個人事業主）とそれ以外（消費者・個人）に分けて、前者の手続を商法典に（同第 6 編「事業の窮境対応」）、後者の手続を消費者法典に規定している（同第 3 編「債務」第 3 部「多重債務対応」）。わが国では債務整理の包括的手続を一般に「倒産法」または「倒産処理法」と呼んでいるが、現在フランスの法律は「破産」や「倒産」<sup>(2)</sup>ということばを使っていないから、「フランス倒産法」と呼ぶことは適当とはいえないので、本稿では商法典の規定を事業債務整理法、消費者法典の規定を個人債務整理法と呼ぶことにしよう。さて、フランスでは毎年、事業債務整理の事例が 5 万件程度生じている。わが国の企業倒産が大体 1 万 5

- 
- (1) 商法典に先立つ 1673 年商事王令はかならずしも商人破産主義ではなかった（マリ＝エレーヌ・ルノー（拙訳）「フランス倒産法の歴史」広法 27 卷 3 号 153 頁）。
- (2) フランスでは裁判上の更生・財産清算・個人破産と破産犯罪に関する 1967 年 7 月 13 日法律番号 67-563（1967 年法）が法律から *faillite*（破産、倒産）ということばを除いた。ただし、商法典第 6 部に「個人破産」（*faillite personnelle*）の規定があるが（L653-2 条）、これはわが国でいう個人破産と異なり、個人事業主または会社が事業債務整理手続に入り、事業主個人または会社経営者に会計書類の虚偽記載、財産の私物化等があったときの刑事罰である。1967 年法は被選挙権の喪失、事業経営の禁止としたが、2005 年法は被選挙権の喪失を削除、事業経営のみ禁じた。2008 年改正法でもこの点是不変である。

千件であるから<sup>(3)</sup>、ずいぶん多いように見えるが、内訳は会社でなく個人事業主が圧倒的に多く<sup>(4)</sup>、わが国では個人倒産に入りそうなものが大半である。

さて、最近フランスで事業債務整理法が改正された。本稿では、今回の改正の意義について検討する。最後に個人債務整理法の改正について付言することしよう。

## 2 事業債務整理手続

### (1) 経済近代化法

今回のフランス事業債務整理法の改正は、2008年8月4日に成立した経済近代化法<sup>(5)</sup>に基づく措置である。ここで経済近代化法について簡単に説明しておこう。

現在のサルコジ大統領は、選挙運動期間中、経済競争力の強化と雇用の確保・増加を公約に掲げて、2007年5月の大統領選挙に勝利した。そして就任するとすぐに同年7月11日に担当大臣に書簡<sup>(6)</sup>を出し、公約実現のため緊急経済対策を立案するように命じた。経済近代化法はその回答である。大統領書簡によると、その経済政策は当然、社会党政権時代に成立した35時間法(オブリ法)に見られる痛みを分け合う社会連帯型ではない。個人の起業を促

---

(3) たとえば2009年1月13日に東京商工リサーチが発表した2008年全国企業倒産では15,646件である。

(4) 信用調査会社Altairesの2008年1月28日付けレポート「Bilan 2007: les défaillances et sauvegardes d'entreprises en France」による。約5万件のうち従業員2人以下が3万8千件、約8割を占める。

(5) 経済の近代化に関する2008年8月4日法律番号2008-776 (Loi no. 2008-776 du 4 août 2008 de modernisation de l'économie)。全文を[http:// www.legifrance.gouv.fr /](http://www.legifrance.gouv.fr/)から入手することができる。

(6) Lettre de mission de M. Nicolas Sarkozy, Président de la République, adressée à Mme Christine Lagarde, Ministre de l'Economie, des Finances et de l'Emploi. [http:// www.elysee.fr / elysee / root / bank / print / 79066.htm](http://www.elysee.fr/elysee/root/bank/print/79066.htm)を参照。書簡の日付はサブプライム問題の顕在化(2007年8月9日)以前である。

進することで経済を活性化し、雇用を創出し、その果実を国民全体に行き渡らせることで国民全体の購買力を引き上げるという新自由主義型である。経済近代化法は、第1編「事業の活性化」、第2編「経済成長のための競争促進」、第3編「成長分野の優遇」、第4編「経済成長に向けた金融」と第5編「雑則」から構成され、買掛債務の支払期限の法定化<sup>(7)</sup>といったきわめて具体的な対策から中小企業法制的簡素化、ベンチャー・キャピタル法制的整備、公的調達における創造的中小企業の優遇、事業承継の簡易化まで30にわたる項目を課題に挙げている。課題実現のため、商法、税法、社会保障法、消費者法など広範な法改正を行うものである<sup>(8)</sup>。わが国でも経営資源を有効活用して事業の生産性を向上させようという産業活力再生特別措置法、いわゆる産業再生法が1999年に制定されているが、経済近代化法はフランス版の産業再生法といえよう。

## (2) 事業債務整理法の改正

フランスの事業債務整理法は、2005年7月にいわゆる事業救済法(2005年法)<sup>(9)</sup>として成立したところであった。経済近代化法第1編「事業の活性化」の第5章「再生、譲渡、再出発の支援」は事業債務整理法の改正を規定し<sup>(10)</sup>、

- 
- (7) 私人間の商取引の支払期限を規整するもので、すでに2009年1月1日に施行されている(商法典L441-6の改正)。経済近代化法の広報資料は、買掛債務の支払期間の平均はイギリスで請求書発行後52日、ドイツで47日に対し、フランスでは67日であり、これが同国の中小企業の資金逼迫の原因となっているとしている。改正で、買掛債務の支払期間は、約定がある場合は商品引渡しまたはサービス提供日の月末から45日あるいは請求書の発行日から60日とされ、違反の場合には商法典L442-6条の料料の対象とされる。約定がない場合には商品引渡し等から30日。法律で私人間取引の支払期限を定め、違反に制裁を課すというのは、時代遅れのエタティズムとも言えるが、国家は相対的弱者を保護することも任務の一つであるから、かならずしも的外れとはいえないのではないか。
- (8) サルコジ大統領は経済の停滞したフランスを革新するという新自由主義を主張して登場したが、その後の景気変動を受けて、姿勢に変化も見られる。

その74条第I項は、調停による債務整理に誘導するための手続の明確化、事業救済手続の開始原因の緩和など合計16項目の改正点を挙げ<sup>(11)</sup>、さらに同法は「経済近代化法の公布日から6ヶ月以内にオルドナンス<sup>(12)</sup>によって事業債務整理法を改正する」ように政府に命じた。前回の抜本的な改正からわずか3年余りで再び改正されることとなったのである。この性急さは現大統領

- 
- (9) 事業救済に関する2005年7月26日法律番号2005-845(Loi no. 2005-845 du 26 juillet 2005 de sauvegarde des entreprises)。同法については、『フランス倒産法』(信山社、2005年)、施行細則については「フランス倒産規則」(広島法学30巻1号228頁および2号172頁)を参照。
- (10) 経済近代化法第1編の構成は、第1章「新個人事業主制度の創設」、第2章「中小企業の振興」、第3章「商業賃貸借の近代化」、第4章「事業譲渡・承継の簡易化」、第5章「再生、譲渡、再出発の支援」である。なお個人事業主の創設とあるが、従来から個人事業主(*entreprise individuelle*)は存在したところに、経済近代化法は*auto-entrepreneur*の制度を新設した。これは商業登記を義務づけられず、税制上も優遇されている。
- (11) 上記の2点のほか改正を要する点は、3) 事業救済手続および裁判上の更生手続における債権者委員会と社債権者集会の構成の改正、4) 事業救済手続と裁判上の更生手続の関係の整理、5) 裁判上の清算手続の機能改善と担保債権者の権利保護のための改正、6) 裁判上の清算手続における事業譲渡の促進と資産譲渡の保護、7) 裁判上の三つの手続における双方未履行双務契約の扱いの明確化、8) 手続開始後債権に関する規則の改正、9) 各手続における担保、とくに信託財産と占有移転を伴わない担保の保護、10) 各手続における民事的、職業的および刑事的制裁の明確化、11) 事業債務整理に関する商法典の規定全体の改善、12) 公益代表としての検察局の役割強化、13) 事業債務整理規定(商法典第6編)と裁判上の管財人・清算人規定(同第8編)の関係の明確化、14) 不動産執行・担保権実行と事業債務整理規定の整理、15) 事業債務整理手続の適格者の拡大、16) 裁判上の清算手続・更生手続にある刑事制裁の減免の事業救済への拡大、である。
- (12) 経済近代化法は、事業債務整理に関する法律の改正をオルドナンスの形式によることとした。フランスの立法形式にはロア(*loi*)、オルドナンス(*ordonnance*)、デクレ(*décret*)があり、ロアは憲法34条に基づき議会承認を要し、オルドナンスは憲法38条に基づき委任を受けて政府が閣議決定によって行い、デクレは首相単独または関係閣僚ないし大統領の連署によって行う。

領の性格の反映ともいえるが<sup>(13)</sup>、同時にこれまでも同国では事業債務整理法が頻繁に改正されていることも事実である<sup>(14)</sup>。事業債務整理が同国の重要な政治課題であることとともに事業債務整理が産業政策そのものであることも示すものである。わが国で旧破産法が 80 年にわたる命脈を保ったことと対照的である。

事業債務整理法の改正は 2008 年 12 月 28 日のオルドナンス<sup>(15)</sup> (2008 年改正オルドナンス) によって実現された。同法は翌日、官報に公告され、年明けの 2009 年 2 月 12 日に成立した施行規則デクレ<sup>(16)</sup>とともに 2009 年 2 月 15 日に施行されている。上記の 16 項目の改正すべき点はすべて対応されている。

- 
- (13) ルカ教授とセネシャル管財人は「施行したばかりの法律をまた改正しようという、性急さには驚かされるし、窮境にある事業の救済のため魔法の杖を探して飽きない立法者の熱意には呆れるばかりだ」と皮肉っている (F.-X. Lucas et M. Sénéchal, *Fiducier vs Sauvegarde, D.*, 2008, p. 29)。
- (14) 同国の倒産処理に関する成文法は、1673 年商事王令を引き継いだ 1807 年の商法典破産編に始まり、1838 年 5 月 28 日の破産および破産犯罪法によって改正され、さらに 1889 年 3 月 4 日破産法によって改正された。第二次大戦後、破産・裁判上の更生と復権に関する 1955 年 5 月 20 日デクレ番号 55-583 が定められた。1967 年法 (脚注 2 を参照) がフランス法から「破産」「倒産」ということばを除き、更生・清算と改めた。さらに 1967 年オルドナンス (脚注 20 を参照) が債務整理交渉のあいだの個別手続の停止を新設し、これは 1984 年法 (脚注 22 を参照) で和解的整理の手続に改められた。そして 1985 年法 (脚注 24 を参照) はそれまでの債務整理手続を一新したが、1994 年法 (脚注 25 を参照) が重要な改正を加えた。そして 2005 年法 (脚注 9 を参照) に至った。
- (15) 窮境にある事業に関する法律を改正する 2008 年 12 月 18 日オルドナンス番号 2008-1345 (Ordonnance no. 2008-1345 du 18 décembre 2008 portant réforme du droit des entreprises en difficulté)。
- (16) 2008 年 12 月 18 日オルドナンス番号 2008-1345 の施行に関する 2009 年 2 月 12 日デクレ番号 2009-160 (Décret no. 2009-160 du 12 février 2009 pris pour l'application de l'ordonnance no. 2008-1345 du 18 décembre 2008 portant réforme du droit des entreprises en difficulté et modifiant les procédures de saisie immobilière et de distribution du prix d'un immeuble)。

ところでフランスでは、1807年商法典破産編で支払停止を手續開始原因とし、手續を裁判上の清算と強制和議<sup>(17)</sup>の二つとする二元構成をとり<sup>(18)</sup>、これが継承されてきたが、現在のフランスの事業債務整理法(商法典第6編)には裁判上の手續ばかりでなく、予防手續も規定されている。裁判上の手續とはわが国の倒産処理法と同じく裁判所の監督の行う手續であって、個々の債権者の意向にかかわらず全債権者を拘束する手續を意味し、事業救済手續、裁判上の更正手續、裁判上の清算手續がある<sup>(19)</sup>。一方、予防手續とは債権者との同意に基づく任意の契約的な整理をいい、後記のとおり予防手續には特定受託者と調停の二つの制度がある。しかも2005年法は、債務者に支払停止後も任意の調停手續を認める一方で、支払停止になる前に裁判上の手續である事業救済手續を申し立てることを認めており、現在では、支払停止と事業債務整理手續の開始とは直接に結びつかない。

ここでは経済近代化法がとくに力点を置いた調停手續と事業救済手續について改正点を見ることにしよう。

### (3) 調停手續の改正

フランスの調停手續については、若干歴史の変遷があるので、まずこの点

---

(17) 1967年法が「裁判上の更生と財産の清算」と名称を変え、1985年法は「裁判上の更生と裁判上の清算」に変更した。

(18) 1807年商法典破産編は、支払停止(*cessation des paiements*)を手續開始原因とし(437条)、破産手續とともに和議(*concordat*)を設けた(519条から526条)。わが国の明治23年商法第三編破産も同様であり、同978条は支払停止を破産手續開始原因とし、また第3編第7章に強制和議にあたる協諧契約を規定した。

(19) 1985年法では、支払停止が手續開始原因であったが、支払停止となってしまうと、再建しようにもとまらずに遅く、立法者の意に反して事業を再建できなかった。2005年法はこうした「債務整理法の破綻」を是正するため、支払停止という倒産状態に陥る前の事業救済手續を新設したものである。2005年、事業救済手續の新設にあたって当時担当のペルベン法務大臣は「事業救済手續は倒産処理手續ではなく、あくまでも倒産予防手續である」と述べている(2004年5月12日国民議会での法案趣旨説明)。

を明らかにしておきたい。ここには裁判上の手続をなるべく回避する、任意の契約的な整理であるとはいえ、拘束力を拡大する、という二つの方向性が見られる。

最初の予防手続は、1967 年 9 月 23 日オルドナンス (1967 年オルドナンス)<sup>(20)</sup>による停止処分手続 (*procédure de suspension provisoire des poursuites*)<sup>(21)</sup>である。これは債務整理のあいだ債権者による支払請求の訴え提起や個別執行を停止するものであった。ただ、支払いを停止していない大企業の債務者に限定されていたため、また手続開始が公告されたためあまり利用されなかった。その後、1984 年 3 月 1 日法 (1984 年法)<sup>(22)</sup>が調停人 (*conciliateur*) による和解 (*règlement amiable*)<sup>(23)</sup>を設けた。これも支払停止に陥っていない債務者だけに認められたが、今度は中小企業だけの手続であった。債務者の申立てに基づき、

---

(20) 事業の経済的資金的更生を促進する 1967 年 9 月 23 日オルドナンス番号 67-820 (*Ordonnance 67-820 du 23 septembre 1967 tendant à faciliter le redressement économique et financier de certaines entreprises*)。

(21) この処分は債務者または総債権の 15 パーセント以上を有する債権者 (一人または複数) の申立て、または裁判所の職権によるとされていた。

(22) 事業の窮境の予防と和解的整理に関する 1984 年 3 月 1 日法律番号 84-148 (*Loi no. 84-148 du 1er mars 1984 relative à la prévention et au règlement amiable des difficultés des entreprises*)。同法は、当時事業会社に対する監督強化が求められていたことに応えた法律で、計算書類の作成義務を規定し、和解手続も規定した。同法 34 条、35 条は、1966 年 7 月 24 日会社法 (旧会社法) 340-1 条にいう商事会社・営利法人のうち、1967 年 9 月 23 日オルドナンス番号 67-821 の第 10-1 条に当たる商事会社・営利法人以外を和解手続の対象とした。除外される場合の具体的な数字の基準は、当初 1967 年 3 月 23 日デクレ番号 67-236 の 244 条に規定され、その後の改廃を経て、現在は商法典規則編 R232-2 条に規定されている。現在は調停手続は会社の規模を問わないが、仮に当初のままであったとすると、中小企業とは、決算期末の従業員 300 人未満、年間売上高 1800 万ユーロ未満となる。

(23) 債務者は債権者との債務整理交渉のための調停人選任を裁判所に申し立てることができた。1967 年オルドナンスと異なり、調停手続のあいだも個別執行は停止されず、調停案がまとまるとその履行期間中は個別執行手続は停止された。

裁判所の長が調停人を選任し、調停人が主要な債権者と債務の支払猶予や減免についての合意を形成するという手続であった。その翌年の1985年1月25日法（1985年法）<sup>(24)</sup>は抜本改正法であるが、同法には予防手続に関する規定はなく、1994年6月10日法（1994年法）<sup>(25)</sup>が調停人による和解を中小企業に限定せず、適用を会社・事業主に広げるとともに調停前の特定受任者（*mandataire ad hoc*）<sup>(26)</sup>の制度を新設した。特定受任者とは調停に入る前に、経済的、財務的、社会的な問題をかかえた債務者の申立てに基づいて裁判所の長が選任し、問題の和解的解決を図るというものであった。つまり、倒産の前に調停をするように誘導し、さらに念には念を入れて調停前の制度として特定受託者まで設けたのである。調停人または特定受託者によって和解が成立すると裁判所が認可（*homologation*）し、これは公告された。調停人が和解の形成に必要であると判断したときは、上記の停止処分手続を裁判所に申し立てることができた。ただし特定受託者には認められなかった。裁判所はこの停止処分を決定（*Ordinance*）によって行い、これも公告された。さらに2005年法は、調停人と特定受任者の二つの制度を受け継いで、これをまとめて調停制度（*conciliation*）と名付けた<sup>(27)</sup>。それに加えて、同法は、それまで支払いを停止していない債務者に限定されていたところを、支払停止になった債務者でも、停止後45日以内であれば調停を申し立てることができるとして、

---

(24) 事業の裁判上の更生と清算に関する1985年1月25日法律番号85-98（*Loi no. 85-98 du janvier 1985 relative au redressement et à la liquidation judiciaire des entreprises*）。2005年法（事業救済法）の成立までの事業債務整理の基本法であった。

(25) 事業の危殆の予防と対策に関する1994年6月10日法律番号94-475（*Loi no. 94-475 du 10 juin 1994 relative à la prévention et au traitement des difficultés des entreprises*）。

(26) 特定受任者は調停に前置し、債務者と債権者の債務整理を仲介する役割を負う。それまで法律の根拠なしに行われていた実務を法律で制度化したものである。特定受任者を選任しても個別の執行の停止効はないが、任務期間に限度はないこと、裁判所が事情を考慮して特定受任者の任務を決めるので、機動的であることからよく利用された。

(27) F.-X. Lucas et H. Lécuyer, *La réforme des procédures collectives*, LGDJ, 2006, p. 19.

調停手続を裁判上の手続に入らないための最後の防壁とした。ただし、1994 年法が認めた債権者の支払い請求等の停止処分を、2005 年法は廃止したことを指摘しておかなければならない。これは停止処分が公告されると調停がうまくいかないこと、とくに、実際には支払停止になった債務者が調停を利用することになると考えられ、調停と事業救済手続の違いがあいまいになるおそれがあったためである。債権者による権利行使への対策として、2005 年法は調停手続中、債務者の申立てにより、裁判所は 2 年を超えない期間で債務者の返済猶予を認めることができるという一般法(民法典 1244-1 条から 1244-3 条)を適用することを明記した。調停については統計資料がないので利用状況はよく分からないが、2008 年 1 月に法務省は「満足すべき状況」と発表している<sup>(28)</sup>。

2008 年改正オールドナンスはこのように整備されてきた予防手続についてさらにその利用を促進するという観点から改正している。主な改正点は次のとおりである。

① 特定受任者(2008 年改正オールドナンス 2 条による商法典 L611-3 条の改正)

今回の改正以前は、債務者の申立てに基づき、裁判所の長が選任するとだけ規定されていた。これに対し、2008 年改正オールドナンスは債務者が裁判所に特定受任者として選任すべき者を推薦することができる旨を追加している。債務者や業界の事情に精通した者の選任を予定しているものと思われるが、裁判所の長は推薦者をそのまま選任する必要はない。なお、特定受任者の任務を法律に明記し、権限の範囲を明確にすべきとの意見もあったようである。しかし、特定受任者はもともと融通が利くから利用されていたので、法定化すると足かせになりかねなかった。結局、特定受任者の権限範囲は法

---

(28) 2007 年 1 月 29 日のクレマン法務大臣(当時)の報告「Premier bilan de la Loi de sauvegarde」を参照。

定化されず、裁判所の長が特定受任者の任務を決定する。

なお、裁判所が選任するとはいえ、特定受任者が選任されただけでは債権者による個別の追求を停止することはできない。これには次の調停に移行しなければならない。

② 調停手続（2008年改正オルドナンス3条から11条による商法典L611-4条からL611-15条までの改正）

調停の申立てに事前の特定受任者の選任は必要ではない。特定受任者を利用せず、債務者が裁判所に直接、調停を申し立てることも可能である。裁判所の長が決定（*décision*）によって調停人を選任し、手続が開始される。開始決定には異議申立ては認められない。なお特定受任者とは異なって、2005年法で債務者は調停人候補を推薦することが認められていた。この点は改正法でも不変である。

改正前は、債務者が調停手続の開始を申し立てると、裁判所の長は開始決定の前に、債務者の財務状況調査のため専門家を選任することができると規定されていた。しかし、財務状況調査で良い結果が出ないと調停申立てが却下されるのではという誤解を招きかねないことから<sup>(29)</sup>、2008年改正オルドナンスでは、財務状況調査の実施は不変であるが、これを調停開始決定後に行うこととした。次に、従来原則3ヶ月、延長しても最大4ヶ月とされていた調停人の任期を原則4か月、延長後5ヶ月、さらに調停が成立する見込みがあり、債務者が調停案に裁判所の認可を求める場合には、裁判所による認可決定があるまで延長することとした。また、調停手続に入った債務者とともに連帯債務を負う者、調停手続に入った債務者のために個人保証または物上保証を行った者は、調停が成立した場合、その効果を援用することができる

---

(29) リエナール編集委員による改正法の注釈による（A. Leinhard, *Réforme du droit des entreprises en difficulté: présentation de l'ordonnance du 18 décembre 2008*, *D.*, 2009, p. 110）。

とした。従来は、債務者の事情にかかわらず保証人に対して保証債務の履行を求めることができたので、この改正は起業の促進の観点から行われたものであろう。

問題は、債権者に対する停止である。前記のとおり 2005 年法は調停手続中の手続停止処分を廃止し、一般法による支払猶予を適用するとした。また、調停人によって調停案が成立すると、1994 年法では裁判所の長が認可し、公告されることになっていたが、2005 年法では債務者と合意した債権者の双方の申立てにより、原則として裁判所の長が調停案を確認 (*constat*)<sup>(30)</sup>することとした。確認は公告されないが、その効力は当事者に限定された。債務者が特別に裁判所に調停案の認可を申し立てた場合には、裁判所は調停人、債権者、従業員代表などを審尋し、調停案が認可されると、調停案の履行期間中は全債権者に裁判上の手続を禁じ、債務者が調停案に反した返済をすることを禁じる効果があった。

2008 年改正オールドナンスは、調停手続中の停止処分を規定せず、一般法による債務の返済猶予を継承している。確認と認可の二本立てを維持したことについては、法案段階では認可に一本化することが想定されていたが、結局、認可と確認の両方を残し、債務者がいずれかを選択できることとなった。しかし改正法は確認についても認可と同様に、調停案の履行期間中の債権者による裁判上の手続の中断または禁止の効果があるとしているので<sup>(31)</sup>、改正後は確認と認可にはほとんど差がなくなっている<sup>(32)</sup>。

---

(30) 「確認」は官報には公告されず、調停案に合意した債権者と債務者のあいだでは執行力がある。調停手続において金融機関が新規融資に応じた場合、これを含む調停案は認可されると当該金融機関は優先的な弁済権を認められる (同 L611-11 条)。認可の要件として、債務者は支払停止の状態にあってはならず、また債務整理案は合意に加わらなかった他の債権者の利益を損なうものであってはならないとされている (同 L611-8 条 II 第 3 号)。

(31) 2005 年法は停止 (*suspendre*) であるが、2008 年改正法は中断 (*interrompre*)・禁止 (*interdire*) である。中断であるから、時効の進行は中断される。

### (3) 事業救済手続の事例と改正

2005年法による事業救済手続は2006年1月1日に施行された。初年度の事業救済手続の件数は500件、2007年は506件であり、裁判上の手続の件数約5万件の1パーセントである。フランスでも窮境にある事業は裁判上の更生・清算手続に入ることが多いのである。しかし信用調査会社の資料によると、2009年第1四半期の事業救済件数は前年同期の2.5倍(四半期で304件)に増えており<sup>(32)</sup>、政府は事業救済手続の普及に本腰をいれているようである。どこでもいわゆる「倒産」には恥辱がつきまとい、経営者には無能の烙印が押される。一方、労働機会の確保や地域経済の安定は、こうした恥辱や烙印とは無関係の行政の課題である<sup>(34)</sup>。事業主の事業救済手続への躊躇や懸念を払拭するために、経済近代化法は政府に工夫を求めたのである。今後も事業救済の事例は増えていくと思われるが、いくつか例を見てみよう。

#### ① 破毀院 2005年11月29日商事部判決<sup>(35)</sup>

事業救済手続の施行前の判決であるが、破毀院が事業救済手続について触れている。

個人Xは1972年7月12日、当時施行されていた1967年法の個人破産<sup>(36)</sup>を

---

(32) 依然として残った違いは、認可は裁判所が決定で行い、公告され、確認は裁判所の長が行い、公告されないという点、債務者の小切手の振出禁止(通貨金融法典L131-73条)の解除には認可が必要、また、調停手続から事業救済・裁判上の更生・清算に移行したときに、債務者に供与したニュー・マネーが共益債権とされるためには、調停手続での合意は認可されていたことを要する、という点である。

(33) Altares 2009年4月16日付けレポート「Analyse 1er trimestre 2009: les défaillances et sauvegardes d'entreprises en France」による。

(34) Altaresのレポートによると事業救済の対象となった会社は、従業員10人以上の事業が40パーセント以上を占め、裁判上の更生・清算手続の対象と明らかに異なっている。

(35) Cass., com., 29 nov. 2005 (04-17.972), D., 2005, p. 3085.

(36) 前掲注2を参照。

宣告された。その後最近になって X が復権 (*r habilitation*) と 1995 年 8 月 3 日法にもとづく特赦 (*amnistie*)<sup>(37)</sup> を申し立てたところ、ドゥエイ控訴院は請求を却下したので、X は上告した。

破毀院は、2005 年法 (事業救済法) の経過規定 (190 条) により、同法公布の時点で過去の個人破産の措置は終結するので、X の請求には訴えの利益がないとした。

② パリ商事裁判所 2006 年 8 月 2 日判決 (ユーロトンネル事件)<sup>(38)</sup>

債務者ユーロトンネルは仏英両国の多くの会社で構成される企業グループで、英仏海峡トンネルの運営管理を行う大会社であり、社会的に注目された事件である。グループ会社のうちフランス法人の持株会社と同じくイギリス法人の持株会社、さらに運営管理にあたるイギリス法人の三社が 2006 年 7 月 11 日にパリ商事裁判所に事業救済手続の開始を申し立てた。同年 8 月 2 日同裁判所はフランス法人については事業救済手続開始を決定し、担当の主任裁判官、法定管財人、債権者代表を選任し、6 か月の手続期間を設けた。

一方、イギリス法人二社については国際裁判管轄の問題があった。つまり 2000 年 5 月 29 日の欧州共同体国際倒産規則の存在である<sup>(39)</sup>。同規則は、国際倒産事件の管轄を債務者の「主たる利益の中心」(*the centre of the main interests*)<sup>(40)</sup> のある地を管轄する裁判所に認めている (前文 12 項, 3 条 1 項)。主たる利益の中心とは「債務者が経常的にその利害を管理している地に対応し、第三者によって検証可能であること」(同規則前文 13 項) である。パリ商事裁判所は、

---

(37) 特赦に関する 1995 年 8 月 3 日法律番号 95-9884 (Loi no. 95-884 du 3 ao t 1995 portant amnistie)。ただし、同法 18 条 II 項 1 号は、特赦は 1985 年倒産法第 6 章にいう個人破産その他の制裁を免除するものではないと規定しているので、平仄が合わない。

(38) TC Paris, 2 ao t 2006, *D.*, 2006, p. 2329.

(39) Council Regulation (EC) No 1346/2000 of 29 May 2000 on insolvency proceedings.

ユーロトンネル・グループ各社の戦略はフランス国籍者で構成され、パリ本社で開催されている幹部会で決定されていること、財務本部もパリを拠点にしてグループ全体を統括していること、事業・従業員・資産の多くはフランス国内にあること、グループの債務整理交渉は主にパリで行われていることなどからイギリス法人二社についても利益の中心はフランスにあるとして国際裁判管轄を肯定し、フランス法人と同様にこれらイギリス法人二社についても事業救済手続開始を決定し、担当の主任裁判官、法定管財人、債権者代表を選任し、6か月の手続期間を設けた<sup>(41)</sup>。

③ 破毀院 2007 年 6 月 26 日商事部判決（フォト・サービス事件）<sup>(42)</sup>

債務者のフォト・サービス社は、2000 余名の従業員を有し、全国に店舗を展開する写真 DPE の会社である。同社は 2006 年 1 月 4 日にポントワーズ商

---

(40) 利益の中心の概念が問題となった事件として、デージーテック事件がある。イギリスの本社について同国の管理命令が出され、その後フランス子会社についてフランスの裁判所に裁判上の更生手続が申し立てられ、フランスの裁判所が開始決定した。イギリスの手続の管財人がフランスの裁判上の更生手続開始決定に異議を申し立てたが、第一審は却下し、ヴェルサイユ控訴院 2003 年 9 月 4 日判決は、イギリスの管財人の請求を認め、裁判上の更生手続開始決定を取り消した。破毀院 2006 年 6 月 27 日商事部判決は、フランスの手続の管財人の上告を棄却した。

(41) その後 2006 年 10 月 31 日と 11 月 24 日にユーロトンネル・グループは再建計画をまとめ、2007 年 1 月 15 日、パリ商事裁判所は再建計画を承認した。

(42) Cass., com., 26 juin 2007 (06-17. 821), D., 2007, p. 1864。なお破毀院は同日、ユーラー社上告の別の事件について判決している（シュルンベルジェ事件）。繊維機械製造メーカーが 2006 年 1 月 22 日にコルマル大審裁判所（アルザスとモーゼルには商事裁判所制度がない）に事業救済手続の開始を申し立て、同裁判所は同年 2 月 7 日に開始を決定したため、ユーラー社が③の事件と同様の理由で異議を申し立てた。原判決（コルマル控訴院 2006 年 9 月 26 日判決）は抗告を棄却し、破毀院もユーラー社の異議を退けた。シュルンベルジェ社の 2006 年 12 月 31 日決算は 390 万ユーロの赤字であったが、2007 年決算では 180 万ユーロの黒字決算を計上している。事業救済は成功したようである。

事裁判所に事業救済手続の開始を申し立て、同月 9 日、同裁判所が手続開始を決定した。これに対して債権者のユーラー・ヘルメス社（サービサー）が異議を申し立てた（即時抗告にあたる）。ユーラー社は、事業救済手続は「債務者が支払停止を招きかねない性質の困難をかかえ、克服する手段のないこと」を開始原因としているが、その判断は開始決定時を基準とすべきであること、2005 年末にフォト・サービス社は事業多角化のために別の会社（オランジュ社）と事業提携について合意しているので、開始決定はこれら事情を考慮しないで行われていると主張した。原判決（ヴェルサイユ控訴院 2006 年 6 月 15 日判決）は抗告を棄却した。

破毀院も事業救済手続開始の是非の判断は開始申立ての時点を基準とすること、フォト・サービス社は 2006 年第二四半期には支払停止に陥るおそれがあったのであり、事業多角化だけでは同社の困難を克服することは難しかったなどとして、ユーラー社の異議を退けた<sup>(43)</sup>。

④ ボルドー控訴院 2008 年 5 月 26 日判決(サン・テミリオン・ホテル事件)

ボルドー近郊のサン・テミリオンでホテルを経営する会社とホテル用地の所有会社の二社が、2006 年 6 月 21 日、リボルヌ商事裁判所に事業救済手続の開始を申し立て、同裁判所は同月 26 日に開始を決定した。二社の再建築が模索されていたが、なかなかまとまらず、いったん手続期間を 2007 年 12 月 10 日まで延長したが、それでも再建計画が成立せず、2007 年 10 月 22 日に同裁判所は事業救済手続から裁判上の更生手続への移行を決定し、二社は同日付けをもって支払停止状態にあると決定した。二社は手続期間の延長を申し立てたが、その後の同年 12 月 17 日、同裁判所は今度は、裁判上の更生も困難として、清算手続への移行を決定した。これに対して二社の経営者が

---

(43) フォト・サービス社は同業他社の積極買収により業容を急拡大させた。事業救済手続開始後、同社は債権者委員会の承認を得て（L626-30 条）、2006 年 5 月 23 日に商事裁判所に再建計画を提出し、6 月 2 日、計画は認可されている（L626-9 条）。

異議の控訴を行った。

ボルドー控訴院は控訴を棄却した。

2008年改正オールドナンスは2005年法が新設した事業救済手続を事業者により身近にし、手続の実効性を上げる事を狙っている。この観点から重要な改正は以下のとおりである。

- 1) 手続開始原因の緩和 (2008年改正オールドナンス12条による商法典L620-1条1項の改正)

2005年法は事業救済手続の開始原因を「債務者が支払停止を招きかねない性質の困難をかかえ、克服する手段のないこと」としていた。2008年改正オールドナンスはこれを「支払停止の状態にないが、克服する手段がない困難の存在を証明する債務者」と改正した。外国語の微妙な言い換えなので、どのように違うのかははっきりと理解できないが、前記の破毀院2007年6月26日商事部判決に見るとおり事業救済手続の開始は広く認められており、経済近代化法も事業救済手続をより使いやすくすることを目的としているから、これは開始原因を緩和するものと理解されよう<sup>(44)</sup>。

- 2) 財産価額評定の任意化 (2008年改正オールドナンス22条による商法典L622-6条の改正)

2005年法は事業救済手続の開始後、債務者は速やかに財産価額を評定するよう命じた。わが国の倒産処理法でも破産管財人等は、手続開始後遅滞なく財産価額の評定を行わなければならない(破産法153条1項。民事再生法124条、会

---

(44) A. Lienhard, *Réforme du droit des entreprises en difficulté: présentation de l'ordonnance du 18 décembre 2008*, *D.*, 2009, p. 112. 破毀院2007年6月26日判決の評釈でリエナル編集委員は「裁判所はもっぱら事業のかかえている困難が克服不可能かいなかを検討することを要する」としている。

社更生法 83 条も同様)、同趣旨であろう。2005 年法ではこの財産評定は強制であったが、2008 年改正オールドナンスは、債務者が事業救済手続の開始申立てをするさいに財産評定専門家の選任を請求した場合に限って裁判所が専門家を選任し、この請求がない場合は債務者自身が財産評定を作成し、監査役による証明または会計士による確認を得るものとした。窮境にある債務者はそれでなくても忙しいのに財産評定を強制すると事業救済手続の開始申立てを逡巡させてしまいかねず、また事業救済手続は再建目的だから財産価額評定を任意にすべきであるとの意見もあった。しかし事業救済手続も債務整理手続の一つであり、債務者の財産状況は債権者の承認を得たり、再建計画を立案する上では欠かせないものである。このため 2008 年改正オールドナンスは財産評定を一挙に任意化することはせずに、折衷策をとったとされている<sup>(45)</sup>。

### 3) 信託およびセキュリティ・トラストに関する規定の新設

長らくフランスに信託法はなく、擬制信託などの概念も存在しなかった。信託に類似する制度としてフィデユシー (*fiducie*) が設けられたのは、ようやく 2007 年法による民法典改正によってである<sup>(46)</sup>。同法は「受託者について事業救済、裁判上の構成または裁判上の清算手続の開始はフィデユシー財産に影響しない」(民法典 2024 条)と規定しており、わが国信託法 (25 条)と同様、いわゆる倒産隔離が明確にされている。2008 年改正オールドナンスは許害的信託に対する規定を設けている。

---

(45) わが国の再生手続は、原則として裁判所が選任する監督委員の監督のもとで再生債務者が財産の管理処分権と業務遂行権を有する DIP 型をとっている。フランスの事業救済手続も DIP 型であり、債務者の管理処分等を監督する監督員 (*administrateur*) が選任される (L622-1 条第 II 項)。2008 年改正にあたっては監督員の存在が煩わしいとして、これを廃止すべきという意見もあり、当初の改正案は監督員の廃止が盛り込まれていたが、最終的には残された。

4) 経営者退陣規定の削除（2008 年改正オールドナンス 54 条による商法典 L626-4 条の削除）

2005 年法は、裁判所が事業救済計画を認可するさいの条件として、一ないし複数の経営者の解任を求めることを可能としていたが、2008 年改正オールドナンスは、事業経営者が事業救済手続を躊躇することを避けるために単純にこの退陣規定を削除した。したがって事業救済手続の段階では経営者が退陣を迫られることはない。ただし、仮に事業救済手続が奏功することなく、裁判上の更生手続に移行した場合には退陣を強いられることがある（2008 年改正オールドナンス 84 条による商法典 L631-19-1 条の追加）。

5) 債権者委員会の改正（2008 年改正オールドナンス 65 条から 71 条による商法典 L626-29 条から L626-35 条の改正）

2005 年法はアメリカ連邦倒産法にならって、一定規模以上の債務者の債務整理手続について債権者委員会の制度を設けた。ただし、その構成はアメリカ

---

(46) フィデュシーを設定する 2007 年 2 月 19 日法律番号 2007-211 (Loi no. 2007-211 instituant la fiducie)。改正後民法典 2011 条は「フィデュシーは一または複数の委託者 (*constituants*) が現在または将来の、財産、権利または担保あるいは財産・権利・担保の全体を、一または複数の受託者 (*fiduciaires*) に移管する取引であって、受託者は自己の財産とは分離してこれを保持し、一ないし複数の受益者 (*bénéficiaires*) の利益のために決められた目的に沿って行動する」、2012 条は「フィデュシーは法律または契約によって成立し、明文でなければならない」、2016 条は「委託者または受託者はフィデュシー契約の受益者または受益者らの一つになることができる」と定めている。委託者については法人、自然人を問わないが、金融機関だけが受託者になることができる (2015 条)。また、フィデュシー契約書を成立後 1 ヶ月以内に受託者の所在地を管轄する税務当局に登録しなければならない (一般税法典 635 条)。民法典の第 3 編「所有権取得の方法」の第 14 章改正前の民法典第 3 部第 14 章は「保証」(*cautionnement*) (2011 条～2043 条) の規定であったが、フィデュシーに関する規定が 2011 条～2030 条に設けられた。2007 年の改正後、保証の規定は 2288 条～2320 条に移され、さらに 2321 条 (独立保証)、2322 条 (*letter of intent*) が追加された。改正前 2288 条以下には「海外県適用規定」があったが、移動した。

大法やわが国の民事再生法とは異なり、債権者をその属性により、金融機関グループと商取引グループに分けるとしている。これは金融債権と商取引債権では債権の性格が異なる点を考慮したものとされているが、債務整理手続では債権者の属性の違いよりも担保権の有無の違いのほうが先鋭になるとして、2005 年法が制定されたときからすでに債権者委員会が期待通りには機能しないのではと懸念されていたところである<sup>(47)</sup>。また現に前掲のユーロトンネルの事業救済手続でこの点が問題となり、経済近代化法も債権者委員会の改革を指摘していた。

2008 年改正オールドナンスは、依然として担保権の有無ではなく、債権者の属性によって委員会を分けており、とくに変更されたわけではない。改正があったとすると一点、債権譲渡の場合に備えたことである。窮境にある債務者に対する債権はサービサー会社などに譲渡されることがあり、その場合、債権の譲受人をいずれの債権者委員会に帰属させるべきか、明らかでなかった。改正法は、債権の譲受人は、手続の管財人に譲受の事実を通知することを要し、その結果、その属性によって債権者委員会に組み入れられ、債権を譲渡した者は構成員の適格性を失うことが明示された。また、商取引債権者について 2005 年法は委員会の構成員を全体の 5 % 相当以上の債権を有する者としていたが、2008 年改正オールドナンスは 3 % に引き下げた。さらに 2005 年法では債権者委員会は債務者の債務整理案を検討する場にとどまったが、2008 年改正オールドナンスは債権者委員会の構成員のほうから債務者と管財人に債務整理案を提案することができる旨を規定した。

### 3 フランス事業債務整理法の参考になる点

さて、フランスの事業債務整理法と今回の改正からわが国の倒産処理法に

---

(47) フォルジェ弁護士は、機能不全を起こしかねないと指摘していた (Forget, Les futurscomités des créanciers à la française, *L'agefi*, 1er mars 2005)。

参考になりそうな点を拾ってみよう。

### (1) 再建手続中心の事業債務整理法

第一に、債務整理を再建手続中心に構成している点は参考になろう。もとよりフランスでも歴史的には事業債務整理の中心は清算手続であったが、1967年に舵を大きく切り替え、債務整理を再建手続中心に改めた。当時、すでに事業は事業主体だけの存在ではなく、事業の破綻は地域経済や国家経済に大きな影響を及ぼすと認識されていたのである。同法では再建型清算型の選択は申立人に任されていたが、1985年法は清算ではなく、再建を先行させることとした。2005年法は更生の前にさらに事業救済を新設した。つまり事業を清算させることがないように手立てを二重三重に、しかも次から次へと繰り返しているのである。いまや手続の構成の上で清算手続は最後に追いやられている。

わが国の倒産処理法は破産手続を中心に構成されている。このことが倒産イコール破産イコールごくわずかな配当という連想を生み、その結果、再建型手続である再生手続や更生手続に対する理解を損なっているのではないか。倒産処理手続を清算型中心ではなく、再建型中心に組み替えることが事業再建の実効を挙げるための第一歩になるのではないか。フランスの事業債務整理法改正の歴史はそのことを示している。

### (2) 調停制度の活用

わが国にも債務整理を目的とした特定調停の制度がある。まずわが国の制度とフランスの調停を比較してみよう。

第一に、わが国の特定調停、フランスの調停のいずれも債務者と債権者のあいだの債務整理に関する任意の合意の形成を目的としている点は同じであるが、わが国の特定調停は主として個人債務者を対象としているのに対し<sup>(48)</sup>、フランスの調停は事業主、会社を対象としている。第二に、わが国の特定調

停は手続中の民事執行の停止処分を認めているが(特定調停法7条), フランス事業債務整理法に規定はなく, 必要があれば民法典の規定により行う。第三は, 裁判所の関与である。もとより調停は当事者の合意に基づくものであり, 裁判所が関与するとしてもその役割は後見的なものにとどまる。しかしわが国の特定調停では, 債務者・債権者間に合意が成立し, これを調書に記載したときは, 裁判上の和解と同一の効力を認められ(特定調停法22条, 民事調停法16条), また調停が成立する見込みがない場合に, 調停委員会が調停に代わる決定をすることができる(民事調停法17条)。フランスでは調停人は裁判所の長に逐次, 状況を報告することになっており, 調停案について合意が得られれば, 裁判所の長が確認し, または裁判所が認可することとなっている。いずれも調停案に執行力を付与するという点は類似している。第四に, フランスの調停がわが国の特定調停と異なる点は, 合意に応じなかった債権者への拘束力である。2008年改正オルドナンスはこの拘束力を認可された調停案だけでなく, 確認された調停案にも認めている。

### (3) 倒産解除特約の無効

債務者が手続開始前に契約した双務契約で手続開始前に双方ともに履行が完了していない契約(双方未履行の双務契約)について, フランスの事業救済手続では債務者の監督員・管財人(*administrateur*)が履行か解除かの選択権を行使するとしている。わが国の破産手続と更生手続では管財人に, 再生手続で監督委員が選任されているときは再生債務者に, 契約の履行か解除の選択権を認めている(破産法53条, 民事再生法49条, 会社更生法61条)ことと同趣旨である。

フランスの事業救済手続がわが国倒産処理法と異なるのは, 倒産解除特約

---

(48) もとよりわが国の特定調停も自然人債務者に限定されているわけではなく, 法人も可能である(井上工業, 第三セクターの会社, 住宅供給公社などの事例がある)。

を無効とする旨が法律に明記されていることである。

倒産解除特約の効果について、わが国では最三判昭和57年3月30日<sup>(49)</sup>は、所有権が留保された売買取引に倒産解除特約が付され、買主に更生手続が開始された事件で、最高裁は倒産解除「特約は、債権者、株主その他の利害関係人を調整しつつ窮境にある株式会社の事業の維持更生を図ろうとする会社更生手続の趣旨、目的を害する」とした。更生手続では担保権者も手続に取り込まれるが、再生手続では担保権者は別除権を認められ、手続によらないで権利を行使することができる（民事再生法53条2項）から、同判決の射程が問題となっていた。最近の最三判平成20年12月16日<sup>(50)</sup>は、再生債務者が締結していたリース契約の解除特約について「民事再生手続の趣旨、目的に反するものとして無効」とした。この判決によって再建型倒産処理においては倒産解除特約は無効とされることで決着がついたと思われるが、これまでわが国では事件ごとに対応しており、下級審判決では再生債務者の結んだ倒産解除特約を有効として確定した事件もある<sup>(51)</sup>。

これに対してフランス法では債務者側に契約の履行・解除の選択権があることを理由に、解除特約を無効とする旨の規定を設けている。こうした規定が設けられた経緯は次のとおりである。

1967年法では双方未履行双務契約についての管財人の履行・解除の選択権だけが規定され、倒産解除特約について規定はなく、判例はかならずしも統

---

(49) 最三判昭和57年3月30日民集36巻3号484頁。

(50) 最三判平成20年12月16日金判1308号40頁。飲食店の什器備品のファイナンスリース契約に倒産解除特約が付されていた。ユーザーが再生手続を申し立て、リース業者が契約を解除し、ユーザーがリース物件の一部を引き渡したので、リース業者が未引渡しのリース物件の引渡しと損害金の支払いを求めて訴えを提起した。第一審（東京地裁平成16年6月10日）は、再生手続では担保権者に別除権が認められるとして特約の効果を認めたが、控訴審（東京高判平成19年3月14日）は特約を再生手続においても無効とし、最高裁も上告を棄却した。

(51) 東京地判平成15年12月22日金法1705号50頁。

一されておらず<sup>(52)</sup>, 学説も対立していた<sup>(53)</sup>。その後, 1985 年法は倒産解除特約が事業の再建手続の効果を損なうとして「いかなる法律の規定, 契約の条項にかかわらず, 契約の不可分性, 解約, 解除は裁判上の更生手続の開始の事実によって生じない」とする明文規定を設け(商法典に編纂される前の 1985 年法 37 条 5 項), 条文に従った判例が出されている<sup>(54)</sup>。倒産解除特約を無効とす

(52) 破産院 1975 年 3 月 17 日商事部判決は特約を無効とした。砂利の採集業者である CFAM と土地所有者のあいだで利用契約が結ばれ, CFAM に破産, 裁判上の更生, 任意清算があったときは契約当事者の双方が契約を解除できる旨が特約された。CFAM について裁判上の更生手続が開始され, 土地所有者が契約解除を通知, 別の採集業者が土地を買収した。原判決(パリ控訴院 1973 年 4 月 27 日)は本件倒産解除特約を更生債権者団に対抗することはできず, 管財人は履行・解除の選択権を有すとした。CFAM が上告したが, 破産院は原判決を相当であるとして上告を棄却した。1984 年 1 月 3 日商事部判決は管財人が選択権を行使しないとき特約は有効とした。リース業者とユーザー(運送業者)のあいだの自動車のリース契約中に「ユーザーについて裁判上の更生手続が申し立てられ, 管財人が手続開始決定から 3 ヶ月以内に契約履行の選択権を行使しないときは, 契約は解除される」旨の特約があった。ユーザーが更生手続に入り, リース業者がリース物件を取り戻した。管財人は選択権を明示的に行使しなかったが, リース料を支払ったことが契約履行の黙示の意思表示であるとして物件の引渡しを求めて訴えを提起した。破産院は管財人の明確な意思表示がなかったとして, 管財人の請求を棄却した。

(53) B. Soisson, *Traité des procédures collectives*, 2e éd., Litec, 1995, p. 1002.

(54) 破産院 1993 年 3 月 2 日商事部判決。自動車メーカーと販売業者間に「販売業者の支払停止, または裁判上の更生・清算手続の開始」を解除条件とする特約が付された契約があり, 販売業者について裁判上の更生手続が開始決定され, メーカーが契約を解除した事件である。管財人がこの契約解除に異を唱え, 原判決(グルノーブル控訴院 1990 年 10 月 4 日判決)は契約解除を無効とした。メーカーが上告したが, 破産院は 1985 年法の条項を理由に棄却した。破産院 2002 年 1 月 22 日判決は, 貿易保険公社(Coface)と鉱物資源の試掘会社 Rivain 社と Anor 社の二社間で結んでいた海外試掘のための保険契約に倒産解除特約があった事件である。試掘会社二社は保険料支払について連帯債務を負っていた。Anor 社について裁判上の清算手続が開始されたので, Coface が Rivain 社に保険料の支払いを求めたところ, 同社は倒産解除特約を理由に支払いを拒絶した。原判決(パリ控訴院 1993 年 9 月 15 日)は倒産解除特約は無効であるとして, Rivain 社に支払いを命じ, 破産院も Rivain 社の上告を棄却した。

る規定は 2005 年法に継承され、2008 年改正オルドナンスにおいても引き継がれている（2005 年法は先に双方未履行双務契約の履行・解除の選択権を規定し、次に倒産解除特約の無効を規定したが、2008 年改正オルドナンスはこの順序を入れ替えている）。

#### （4）セキュリティ・トラストと倒産処理

フランスではフィデューシー制度に続き、2009 年 1 月 30 日オルドナンス<sup>(55)</sup>でセキュリティ・トラストを制度化した。フィデューシー・シユルテ（fiducie-sûreté）と呼ばれている。セキュリティ・トラストとは債務者が委託者として担保目的物を信託財産に移管する信託の形式であり、わが国の現行の信託法はこれを認めている（同 3 条 1 号）。わが国では比較的問題とされていないが、フランスではセキュリティ・トラストを新設するさいに倒産処理との関係が問題となった<sup>(56)</sup>。

フランスの再建型手続では抵当権など担保権に別除権が認められず、担保権者も手続に服さなければならない（商法典 L622-8 条、L626-22 条、L631-14 条は基本的に改正されていない）<sup>(57)</sup>。一方、セキュリティ・トラストが認められると気の利いた債権者は債務者に事業債務整理手続が開始されても、優先的に債権

---

(55) フィデューシーについての措置に係わる 2009 年 1 月 30 日オルドナンス番号 2009-112 (Ordonnance no. 2009-112 du 30 janvier 2009 portant diverses mesures relatives à la fiducie)。

(56) ルカ教授とセネシャル管財人の指摘である（F.-X. Lucas et M. Sénéchal, *Fiducie vs Sauvegarde, D.*, 2008, p. 30）。一方、実務家からはセキュリティ・トラスト歓迎意見もある（R. Dammann et G. Podeur, *Fiducie-sûreté et droit des procédures collectives: évolution ou révolution, D.*, 2007, p. 1359）。

(57) これはわが国会社更生法による更生担保権に類似した扱いであり、1967 年法以来である。それまで一般債権者とは対照的に担保者は倒産手続の外で、優先的な地位を認められていたが、1967 年法は企業再生を優先するため、担保債権者の有利な地位も変更を加えられた。一般債権者と同様に、担保債権者も債権届けを行わなければならない、届けなければ債権を失うこととなった（ルノー（拙訳）「フランス倒産法の歴史」広法 27 卷 3 号 132 頁）。

を回収する手段として、セキュリティ・トラストを利用するおそれがある。2008 年改正オールドナンスは、セキュリティ・トラストによって事業債務整理手続が骨抜きにされることを避けるため、セキュリティ・トラストに移された財産の受戻しを認め (2008 年改正オールドナンス 27 条, 32 条, 43 条, 80 条, 88 条, 104 条, 113 条), 清算手続での自益信託の無効を定めている (2008 年改正オールドナンス 106 条)。

わが国の信託法にも詐害信託の取消し (信託法 11 条), 債務者による債権者詐害の信託設定について否認権の行使を定めている (信託法 12 条)。しかしセキュリティ・トラストの設定は特定の債権者に担保を提供する偏頗行為であり, 財産減少行為ではない。この点については別途研究することとしたい<sup>(58)</sup>。

#### (5) 手続開始後債権の支払い

次の問題は手続開始後の商取引債権の支払いである。

わが国の再建型倒産処理法では, 手続開始前の原因により生じた債権は倒産債権として手続に服し, 債務者は原則として再建計画によらなければ弁済することはできない (民事再生法 85 条 1 項, 会社更生法 47 条 1 項, 破産法も同様)。一方, 手続開始後に生じた債務者の業務に関する費用の請求権については共益債権 (民事再生法 119 条 2 号, 会社更生法 127 条 2 号) とされ, 手続開始後の取引は一般に保護されることになっている。しかし, 取引先が倒産処理手続に入ったと聞けば, 再生手続だろうと更生手続だろうと, 売掛債権の回収が心配になるのは自然のことであり, 債権の支払いに不安のある先を相手にするより別の健全な相手を見つけたほうが商売上得策である。債権届けや債権者集会などの面倒な手続にかかわりを持ちたくないから取引を止めたほうがいいと考えるのも商売人としては当然であるから<sup>(59)</sup>, 取引を切ったといって責

---

(58) わが国では担保権者となる債権者の立場からセキュリティ・トラストの新設を歓迎する意見が多いが, 一般債権者にとって, これは債務者の責任財産の減少を意味する。

めるわけにはいかない。しかし事業の再建には手続開始後も原材料や商品が継続的に供給されることは不可欠だから、取引相手に切られてしまっただけでは債務者の再建は図れない。事業の再建と商取引債権の保護という困難な問題だが、わが国では手続開始後債権の支払いの事例<sup>(60)</sup>も裁判で争われた事例も少ない<sup>(61)</sup>。

フランスの事業債務整理法は、手続開始前の債権の弁済を禁じることは同じである<sup>(62)</sup>。また手続開始後に生じた債権について、2005年法は事業救済手続の「開始後に手続または手続期間中に必要な場合、または手続期間中の事業のために債務者に提供されるものの対価として適正に生じた請求権は期日に支払われる」と規定し（2008年改正前の商法典L622-17条第I項）、2008年改正オールドナンスもこれを踏襲する（2008年改正後の商法典L622-17条第I項）。

---

(59) パネルディスカッション「民事再生手続による小規模企業再生への課題」事業再生と債権管理123号17頁〔中尾弁護士発言〕、20頁〔森川弁護士発言〕。

(60) 報告されている事例にホテル経営の更生会社がある（中井康之「瀬戸内国際マリンホテルの場合」商事法務編『再生・再編事例集1』（商事法務、2004年）75頁）。

(61) 宮崎地日南支判平成16年6月11日金法1735号57頁は、再生債務者のために「いけす」の魚に餌を与えた者に再生債務者が飼料代を支払ったことを民事再生法119条2号にあたるとした。東京地判平成17年12月27日判タ1224号310頁は、イタリアの有名サッカーチームの商標等を使用した商品の独占的販売権のロイヤルティを「当初に本件権利を設定することの対価」として民事再生法119条2号にあたらず、再生債権であるとした。

(62) 2005年法は牽連する債権債務の相殺と自然人債務者の生活に必須の債権と扶養料債務の支払いを弁済禁止の対象から除いていた（改正前の商法典L622-7条）。2008年改正法はこのうち生活に必要な債権を削除した（2008年改正法22条による商法典L622-7条の改正）。本文記載のとおり、債務整理法では開始後債権の支払いが認められているため（2008年改正前の商法典L622-17条）、生活必需品もこれに入るとされたためであって、実質的には変更がない。ただし、改正前の商法典L622-17条は、手続開始後に事業遂行に必要として債務者に提供された商品・サービスの対価として適正に生じた債権と規定していたので、2008年改正法は「事業遂行に必要」という要件を削除している。

「手続に必要な請求権」とは手続費用、管財人報酬などをいい(わが国民民事再生法 119 条 1 号, 4 号に相当すると考えられる), 「手続期間に必要な請求権」とは租税債権, 不動産売却に伴う登録税, 動産売却に伴う付加価値税をいうものとされている(同じく 119 条 2 号に含まれよう)。また, 双方未履行双務契約が解除された場合の相手方の有する損害賠償請求権もこれにあたとされている(わが国民民事再生法では再生債権にとどまる)<sup>(63)</sup>。以上の請求権は手続上直接的にまたは間接的に生じる費用であるから, わが国でも基本的に共益債権として優先権が認められてるものである。問題は「手続期間中の事業のために債務者に提供されるものの対価として適正に生じた請求権」のなかみである。

事業救済制度が設けられてからのフランスの事例として次の例がある。判決からは明らかではないが, 手続開始後に債務者に提供した薬品の売掛債権と思われる。

⑤ ボルドー控訴院 2008 年 4 月 15 日判決 (アルガン薬局事件<sup>(64)</sup>)

ボルドー近郊の町で薬局を営む事業主がボルドー商事裁判所に事業救済手続を申し立て, 2006 年 4 月 12 日に手続開始が決定された。薬局に薬品を納入していたヘルスケア社は債権届けにあたって, 共益債権として 16 万ユーロ, 一般債権として 2 万ユーロ余を届け出たが, 債務者の薬局はヘルスケア社との契約書の署名者には代表権限がないとして, 債権届けに異議を述べた。このためヘルスケア社が事業救済手続上の債権確定のために控訴した。

ボルドー控訴院は, ヘルスケア社の請求を認容し, 共益債権 16 万ユーロ, 一般債権 2 万ユーロ余を認めた。

(63) F. X. Lucas et H. Lécuyer, *La réforme des procédures collectives*, LGDJ, 2006, p. 124.

(64) なお, アラガン薬局に対しては, このほかにファールブル社も債権確定の控訴をしている(ボルドー控訴院 2008 年 3 月 26 日判決)。ファールブル社の債権は全額一般債権であった。

手続開始後債権の支払いの問題は、1985年法案が明文規定をおいたときから重要な論点となってきたところで<sup>(65)</sup>、この規定を無意味とする意見もあった<sup>(66)</sup>。もともとフランス事業債務整理手続は支払停止を手続開始要件としてきたので、ほとんどの事例が清算手続に入っしまい、手続開始後債権の支払いを認める条文があっても意味がなかったのである。したがって手続開始後債権の支払いの問題には、事業救済制度の新設後の事例を見る必要があるが、上記の事例を除いては労働債権に関する控訴院判決がある程度で<sup>(67)</sup>、あまり参考になるものがない。ただし手続開始後債権の支払いについては理論的な枠組みが提供されており、傾聴に値するものがある。要約すると次のようになる。

第一に、手続開始後債権の債務者はだれか、という点である。1985年法以前同国では手続開始後債権について明文規定がなかったが、当時、学説は一般債権者、担保権を有する債権者を問わず、すべての手続開始前の債権者は法人格を有する一定の団体 (*masse*) に組織され、債権者団として手続に服することになる一方、手続開始後の債権者はこの債権者団に対する債権者の立場に立つから、債権者団に先立って支払いを受けると解した<sup>(68)</sup>。1985年法は

---

(65) 1985年法は「開始後に適正に (*régulièrement*) 生じた債権は期日に支払われ」、仮に更生から清算に移行したときも「一定の優先順序に従って支払われる」(1895年法40条, 2005年法以前の商法典L621-32条)と規定した。

(66) 1985年法の上記の規定は失敗という厳しい評価もある (B. Soisson, *Traité des procédures collectives*, 2e éd., Litec, 1995, p. 803)。

(67) ヴェルサイユ控訴院2008年2月21日判決は前記のフォト・サービス社の従業員の労働債権、同2008年6月24日判決も労働債権である。このほかにエクス控訴院2007年11月15日判決は、裁判上の清算手続に入った会社の手続開始前の運送契約履行中の過失に伴う損害賠償請求の訴えの裁判費用を手続開始後債権として支払いを認めた例がある。

(68) B. Soisson, *Traité des procédures collectives*, 2e éd., Litec, 1995, p. 802, Y. Guyon, *Droit des affaires*, Tome 2, 9e éd., Economica, 2003, p. 273, A. Jacquemont, *Droit des entreprises en difficulté*, 5e éd., Litec, 2007, p. 190.

債権者団という概念を廃止したために<sup>(69)</sup>、手続開始後債権の優先的な地位<sup>(70)</sup>について従前の理論を明文化することで対応したのである<sup>(71)</sup>。わが国破産法には債権者団という概念がないが、「財団債権」という制度を維持しており、これと共通した理解ということができる。

第二に、この問題は担保権者との利益対立と単純化されている。フランスの事業債務整理手続では、担保権者には別除権が認められておらず、担保権者はわが国の更生担保権者と同様に再建計画で優先的な扱いを受けることになる。しかし、手続開始後債権に優先権を認めると担保権者が劣後した立場に立たされることになる<sup>(72)</sup>。これは倒産債権者、とくに担保権者と手続開始後債権者のあいだの優劣という困難な問題であるが、手続開始後債権に優先権が認められるのはあくまでも、債務者自身のみならず、債権者全体にとって有用であることを要する<sup>(73)</sup>。利益対立構造を単純化することによって問題がとらえやすくなるであろう。

第三に、この問題を双方未履行の双務契約と関連させている<sup>(74)</sup>。この点はわが国倒産処理法でも同様であり（破産法 148 条 1 項 7 号、民事再生法 49 条 4 項、

(69) 裁判上の更生・清算手続における債権者の利害を債権者代表に集約し、債権者団の概念を廃止した。

(70) 破産院 2002 年 2 月 5 日商事部判決は、これを単なる支払い順序の規定であるとして、*privilège* ではないとしていたが、2005 年法はこれを *privilège* と規定した。

(71) ただしフランス法にはわが国倒産処理法にはない問題がある。わが国倒産処理法は債務者の危機時期などにおける財産減少行為や偏頗行為を個々に否認する構成をとっているが、フランス法では支払停止日を遡及させることで債務者の行為を相手方との関係で無効にする構成をとっている。手続開始の時期が動く可能性があり、手続開始の前後での区分けが複雑になるという問題である。

(72) B. Soisson, *Traité des procédures collectives*, 2e éd., Litec, 1995, p. 802, Y. Guyon, *Droit des affaires*, Tome 2, 9e éd., Economica, 2003, p. 273, A. Jacquemont, *Droit des entreprises en difficulté*, 5e éd., Litec, 2007, p. 190.

(73) B. Soisson, *Traité des procédures collectives*, 2e éd., Litec, 1995, p. 803, A. Jacquemont, *Droit des entreprises en difficulté*, 5e éd., Litec, 2007, p. 199.

会社更生法61条4項），さらに事業者が継続的に商品・サービスの提供を受けている場合には手続開始前の債権の支払いがなくても継続的給付の義務の履行を拒むことができないとの規定もある（破産法55条，民事再生法50条，会社更生法62条）。しかし事業者が製造・販売などの事業に要する商品・サービスの継続的給付が後者に当たるか否か判然としない。事業の再建のために手続開始後も契約を履行する取引相手を保護する規定であり，双方未履行の双務契約一般の問題ととらえて広く解釈する余地はあろう。

手続開始後債権の優先権の問題については裁判例の蓄積が待たれるところである。

#### 4 個人債務整理手続についての改正

##### (1) 経済近代化法と個人債務整理

最後に個人債務整理手続について簡単に触れておきたい。

前記のとおりフランスの事業債務整理手続は，もっぱら事業を対象とした。本来，消費者は給与等を生活の原資とし，信用とは無縁の存在であって，信用の破綻を意味する債務整理手続を利用する立場にはなかった。しかし消費者向け信用，いわゆるクレジットの登場によって個人の消費行動が大きく変化し，消費者・個人も給与では返済できない多重債務の問題をかかえるようになってきた<sup>(75)</sup>。しかしフランスでは消費者多重債務整理について特別の手続を定めることはなく，民法典の一般法理<sup>(76)</sup>によって対処してきたところである。本格的な個人債務整理手続は，ようやく1989年のニエルツ法によつ

---

(74) 1985年法のもとでの判決であるが，たとえば破産院2001年4月3日商事部判決は，債務者が手続開始となる前に，電話会社と電話設備の設置工事を契約し，手続開始前に電話会社が一部工事を実施し，手続開始となった後に残る工事を行った事件であるが，破産院は手続開始の前と後で工事費用を峻別した。

(75) ガルブレイスの「ゆたかな社会」が示したように1950年代後半に個人は消費者として市場に登場し，ボードリヤールが「消費社会」で指摘したように1970年代に消費が一つの文化となった。個人の消費行動の変容を支えたのがクレジットである。

て設けられたところである<sup>(77)</sup>。当初は、調停手続 (*règlement amiable*) と裁判上の民事更生手続 (*redressement judiciaire civil*<sup>(78)</sup>) の二つの手続を設け、調停前置主義をとった。ニエルツ法は 1993 年 7 月 26 日法律番号 93-349 号で消費者法典に統合され、その後数次の改正を経ているが、現在も基本的にこの二元構成を維持している。

(2) 消費者法典の改正 (経済近代化法 14 条による消費者法典 L330-1 条, 332-9 条の改正)

消費者法典は、消費者の多重債務を、①本人の事業目的でない債務で期日が到来した債務全体を完済できないこと、②本人が第三者である個人事業主のために保証したが、この保証債務を履行できないこと、または第三者の個人事業主との連帯債務を履行できないこと、あるいは③本人が法律上・事実上経営者でない会社の債務を保証したが、この保証債務を履行できないこと、またはこの会社との連帯債務を履行できないこと、と定義した<sup>(79)</sup>。また従来

---

(76) 1936 年 8 月 20 日改正で民法典に「裁判官は債務者の状況、経済事情を考慮し、返済を猶予し、責任追及の執行を猶予することができる」(旧 1244 条)の規定が加えられた。

(77) 個人および家計の多重債務に起因する問題の予防と解決に関する 1989 年 12 月 31 日法律番号 89-1010 (*Loi no. 89-1010 du 31 décembre 1989 relative à la prévention et au règlement des difficultés liées au surendettement des particuliers et des familles*) (ニエルツ法と呼ばれる)。ニエルツ法は、司法組織および民事刑事行政手続に関する 1995 年 2 月 8 日法律番号 95-125、排除問題解決に関する 1998 年 7 月 29 日法律番号 98-657、市町村整備・都市改良に関する 2003 年 8 月 1 日法律番号 2003-710、社会の一体性に関する 2005 年 1 月 18 日法律番号 2005-32、不動産差押えに関する 2006 年 4 月 21 日オールドナンス番号 2006-421、対抗可能居住権と社会の一体性のための措置に関する 2007 年 3 月 5 日法律番号 2007-290、労働法典に関する 2007 年 3 月 12 日オールドナンス番号 2007-329、法の簡素化に関する 2007 年 12 月 20 日法律番号 2007-1787 および 2008 年の経済近代化法によって改正や条文の追加が行われている。

(78) ただし、裁判上の民事更生手続は個人再生 (*rétablissement personnel*) に名称変更されている。

は、個人債務整理手続によっても返済ができなかった残債の免責を認めていたが<sup>(80)</sup>、免責の対象を本人の債務だけに限定していた。

経済近代化法は、①と②は変えず、③について「法律上も事実上も経営者でない」という要件をはずした。さらに第三者の個人事業主や会社のために行った保証債務、連帯債務についても残債を免責することとした。オールドナンスの制定を求めることなく、経済近代化法が直接、消費者法典を改正している。

この改正は些細なようではあるが、個人事業主や中小企業による起業を促すうえで効果があろう。起業でまず問題となるのは担保であり、担保には物的担保と人的担保があるが、起業まもない会社に担保に供しうる財産があることはまれであるから、人的担保、すなわち保証に頼らざるを得ない、しかし起業しようにも保証のなり手がいないという閉塞状況を打開するためにはこの改正は有効かもしれない。

### (3) 今後の改正の方向性

2008 年 10 月 28 日に当時のダティ法務大臣が個人債務整理手続の改正の方向性を発表した<sup>(81)</sup>。同大臣は、従来の消費者の多重債務は過剰消費が原因であったが、現在の多重債務は金融危機と景気悪化という他律的要因によるもので、このままでは失業不安が増大し、生活必需品を購入するだけでも多重債務に陥る懸念が出てきており、社会不安を招きかねず、社会的一体性を維

---

(79) 消費者の多重債務の定義規定は、2003 年 8 月 1 日の改正によって消費者法典 330-1 条に加えられた。

(80) 残債の免責規定は、1998 年 7 月 29 日法で消費者法典 L331-7-1 条に加えられ、2003 年 8 月 1 日法で L332-9 条に設けられた。

(81) 同大臣は、2004 年の個人債務整理の調停申立ては 1 万 5 千件超であったが、2006 年には 24,190 件、2007 年には 27,959 件に増加していると述べている。わが国の特定調停件数、個人破産件数に比べれば少ないが、法務大臣は社会不安を除くための緊急課題と認識していることに注目すべきだろう。

持する必要があるとして、①消費者に返済能力が認められる場合、返済期限を 10 年まで猶予する、②支払能力がない消費者については 2 年間のモラトリアムを認める、③明らかに支払不能の消費者には調停を前置せずに、すぐに個人再生手続をとることを認める、以上の改正を提案し、また現行の手続が迅速さと実効性の両方を欠いているとして調停委員と裁判所の努力を要請している。